



innoventier弁護士法人 企業法務相談室

(第73回)

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2006年に弁護士登録、ユアサ法律特許事務所に勤務。2009年から2010年に特許庁工業所有権制度改正審議室にて法制専門官として研修。2011年に南カリフォルニア大学ロースクール修了(LL.M.)及びロサンゼルスの法律事務所にて研修。2020年弁護士法人イノベンティアに入所。企業をクライアントとし、知的財産法務、国内・国際取引法務、IT関連法務、労働法務などに携わる。

今回のご相談

当社も近年、DXに取り組んでいます。必要なシステムやソフトウェアは、ベンダが提供するパッケージ・システムやSaaS(ソフトウェア・アズ・ア・サービス)などを利用しています。この場合、利用規約に基づいて申込み・契約をすることが多いのですが、利用規約を確認するにあたっては何に注意したらよいでしょうか?

規約の内容に対する変更を受け付けないケースと、ベンダが合意する範囲で別途覚書等の書面を締結するなどの方法により利用規約の内容を変更可能なケースがあります。以下、パッケージ製品等の利用規約を確認する際に注意すべき点のうちいくつかご説明します。

データの取扱い

ベンダがパッケージ製品等の提供に伴い、ユーモアから得られるデータの利用を意図する場合は少なくありません。そのような規定が利用規約にある場合、ユーモア側としては、パッケージ製品等の利用に伴つて入力等するデータがベンダに利用されることがあるかを確認する必要があります。さらに、そのデータが個人データを含む場合は、それをベンダに利用させることが個人情報保護法上問題ないかを確認する必要があります。また、個人情報を保護法上の委託として処理できる範囲なのが、それとも個人データの第三者提供となるかが問題となるでしょう。

合わせて、そのデータに関してユーモアが正確性その他何らかの表明保証をする規定が利用規約に存在しないか、もし存在する場合にはそれを表明保証することとして問題ないかについても注意してください。

ベンダの責任制限

ベンダがパッケージ製品等の利用規約では、どのような場合、ベンダの責任を限定する規定が置かれています。ベンダの損害賠償責任を限定する典型的例としては、「過去●ヶ月分のサービスの利用料を上限とする」といった損害賠償金額の上限を設ける方法や、「特別損害賠

償とは、デジタル・トランスフォーメーションの略であり、二〇一八年頃から経済産業省がその施策において主唱してきた概念です。その定義として、経済産業省の資料では、DXとは、デジタル技術を活用すること、②製品やサービス、ビジネスモデルの変革であること、③さらに業務そのものや組織、プロセス、企业文化・風土をも変革することをボイントとした定義が示されています。このように経済産業省が提唱したDXにおいては、製品・サービスやビジネスモデルのみならず、組織や企业文化・風土をも変革するという大きなスコープが設定されています。もともと、流行語としてのDXに落ち過ぎが見られる昨今では、そのような大上段の目標に限らず、データやデジタル技術を活用した業務改善、製品やサービスの開発・改良といった広い文脈でDXという言葉が使用されているようです。

その例としては、材料開発へのデジタル技術の活用(いわゆるマテリアルズ・インフォマティクス)、製品開発における材料の配合や化合物の分析等へのデータやAI利用、工場や生産現場の自動化・モニタリング・異常検知システム、顧客・購買データを分析した製品開発や販促戦略の立案、人流データを活用した広告配信や店舗運営など、枚挙にいと

まありません。最近ではいわゆる生成AI、対話型AIのビジネス利用も注目されています。財務・会計、人事労務、顧客管理、生産・販売管理を含む業務の効率化・生産性の向上も依然として活発です。

DXという言葉を使うかどうかを問わず、データやデジタル技術、テクノロジーを駆使したビジネスを志向する動きは今後も衰えることはないでしょう。

データ・デジタル技術の活用手段としてのシステム・ソフトウェア

データとデジタル技術の活用を前提とするシステムやソフトウェアを利用することが必須です。そのための手段としては、大きく分けて①自社製品・サービスに合わせたシステムやソフトウェアを外部事業者に委託して開発する又は社内で開発することと、②ベンダが提供している既存のパッケージ・システムやソフトウェア、SaaSプロダクト等(合併して以下「パッケージ製品等」といいます)を利用することが想定されます。

②の場合には、ベンダが用意している利用規約に同意する形でベンダとの間の利用契約を締結する方法が実務上よく見られます(生成AIや対話型AIも、現状、この形が多い

裁判になれば、ベンダに故意又は重大な過失がある場合にはその責任限定規定は適用されない内容になっているか、という点があります。過去の裁判例では、システム開発契約におけるベンダの責任限定規定について、ベンダに故意又は重大な過失がある場合への適用を否定した事例があります。このことからしても、仮に利用規約に明記してあるほうが確実です。

また、利用規約の内容変更を交渉できる場合は、限度額の多寡について交渉の余地があるかもしれません。

さらに、自社がベンダから提供を受けているパッケージ製品等が、自社が顧客へ提供するプロダクトに関わるものである場合、利用規約によるベンダの責任限定を許容できるかどうかは、自社が顧客に対して負う責任との兼ね合いも考慮して検討する必要があります。つまり、自社と顧客との間の契約ないし利用規約の内容とも照らし合わせて検討するべきといえます。

知的財産権の帰属

パッケージ製品等の利用規約における知的財産権の帰属に関する規定としては、当該パッケージ製品等に係る知的財産権はベンダに帰属する旨が定められる程度であることも多いです。

ただし、パッケージ製品等であっても、ベンダとの合意により自社の製品・サービスや仕様に応じてカスタマイズを行う場合は、カスタマイズ部分に係る知的財産権については確認の上、必要に応じてユーモアへの帰属も含めて利用規約とは異なる取扱いを別途覚書等で取り決めるべきといえま

ベンダによる利用規約の変更

パッケージ製品等の利用規約では、ベンダがその内容を変更することができる旨及びその際の手続を定める規定が置かれることが多いです。利用規約が民法五四八条の二に定める「定期約款」に該当する場合、同法五四八条の四に定める手続と異なる変更手続を定める利用規約の規定の有効性については議論があるものの、利用規約の定めに対してユーモアとしてチェックすべき点は次のとおりです。

まず、利用規約の変更内容を受け入れたい場合に取ることのできる手段が定められているかです。例えば、利用規約変更の場合にペナルティ等なく、その利用規約に係るユーモアが契約を解約できることになります。そこで、ユーモアとしては最低限、契約関係を終了させることはできるといえます。

また、利用規約の内容変更が発効するまでの周知期間があるか、そしてその期間が十分な期間であるかという点も、チェックしておくべきでしょう。